

平成27年度予算概算要求の説明

(抜粋【専修学校等の人材養成機能の向上に向けた支援】)

文 部 科 学 省
生涯学習政策局

平成27年度概算要求事項	1
【絆づくりと活力あるコミュニティの形成】	
1. 学校を核とした地域力強化プラン	2
2. 学びによる地域力活性化プログラム 普及・啓発事業	8
3. 地域で輝く女性の学び直し応援事業	11
4. 子供の生活習慣づくり支援事業	13
5. 学びを通じた被災地の地域コミュニティ 再生支援事業〔復興特別会計〕	16
【専修学校等の人材養成機能の向上に向けた支援】	
6. 成長分野等における中核的専門人材養成等 の戦略的推進	18
7. 専門学校生の授業料等負担軽減事業	20
8. 職業実践専門課程等を通じた専修学校の 質保証・向上の推進	22
【情報通信技術を活用した学びの推進】	
9. ICTを活用した教育推進自治体応援事業	24
10. 人口減少社会におけるICTの活用による 教育の質の維持向上に係る実証事業	26
11. 情報モラル教育推進事業	28

平成27年度概算要求事項

生涯学習政策局

(単位：百万円)

事 項	前 年 度 予 算 額	27 年 度 要 求 額	比 較 増△減額	備 考
1. 絆づくりと活力ある コミュニティの形成	5,325	8,639	3,314	(1) 学校を核とした地域力強化プラン ア 学校・家庭・地域の連携協力推進事業 8,374 (0) イ 土曜日の教育支援体制等構築事業 5,659 (0) ウ その他 2,126 (0) 589 (0) (2) 学びによる地域力活性化プログラム普及・ 啓発事業 80 (0) (3) 地域で輝く女性の学び直し応援事業 97 (0) (4) 子供の生活習慣づくり支援事業 65 (19) (5) その他 23 (5,306)
2. 専修学校等の人材 養成機能の向上に 向けた支援	1,947	3,241	1,294	(1) 成長分野等における中核的専門人材 養成等の戦略的推進 2,390 (1,679) (2) 専門学校生の授業料等負担軽減事業 471 (0) (3) 職業実践専門課程等を通じた専修学校 の質保証・向上の推進 321 (183) (4) その他 59 (85)
3. 情報通信技術を活用 した学びの推進	442	810	368	(1) ICTを活用した教育推進自治体応援事業 300 (0) (2) 人口減少社会におけるICTの活用による 教育の質の維持向上に係る実証事業 201 (0) (3) 情報モラル教育推進事業 60 (0) (4) その他 249 (442)
4. 新たな教育改革の 推進 等	986	1,115	129	(1) 中央教育審議会 等 25 (35) (2) 基幹統計調査 等 572 (521) (3) その他 518 (430)
5. 生涯学習政策局所轄・ 所管機関	14,251	14,465	214	(1) 国立教育政策研究所 3,592 (3,526) (2) 放送大学学園 7,315 (7,420) (3) 独立行政法人国立科学博物館 2,862 (2,783) (4) 独立行政法人国立女性教育会館 696 (522)
生涯学習政策局 計	22,950	28,271	5,321	

※ 計数はそれぞれ四捨五入しているため、合計と一致しない。

※ 復興特別会計上予算は含まれていない。

6. 成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進

(前年度予算額 1, 679百万円)
27年度要求額 2, 390百万円

1. 要求の要旨

産業や社会構造の変化、グローバル化等が進む中で、経済社会の一層の発展を期するためには、経済再生の先導役となる産業分野の雇用拡大や人材移動を円滑に進めるとともに、個人の可能性を最大限発揮し、日本再生・地域再生を担う中核的役割を果たす専門人材の養成が必要不可欠である。

また、平成25年6月閣議決定の「日本再興戦略」や、「経済財政運営と改革の基本方針～脱デフレ・経済再生～」、「第2期教育振興基本計画」においては、専門学校等が産業界と協働して、中核的な人材の育成等を行うオーダーメイド型の職業教育プログラムを新たに開発・実施するなど、社会人や女性などの学び直しの支援を行うこととされている。また、平成26年6月に改訂された「日本再興戦略」等においても、専門学校等における実践的教育プログラムの開発・実証や学び直し支援の推進等が示されているところである。

これらを踏まえ、専修学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高等学校等と産業界等が産学官コンソーシアムを組織し、その下で職域プロジェクトを展開し、協働して、就労、キャリアアップ、キャリア転換を目指す社会人、生徒・学生、育児休業中・子育てのために離職している女性等に必要な実践的な知識・技術・技能を身につけるための学習システム等を構築する。そのような取組を通じて、成長分野等における中核的専門人材や高度人材の養成を図る。

2. 要求の内容

(1) 企画推進委員会等の設置

教育関係者、産業界関係者、学識経験者等による企画推進委員会を文部科学省に設置し、平成26年度の成果を踏まえた平成27年度取組内容に関する基本方針の作成や、委託先を選定するに当たって公募先から提出のあった計画書の審査、各委託先における取組状況の把握及び評価等を行う。

(2) 「社会人や女性の学び直し教育プログラム」の全国展開（地域版学び直し教育プログラムの開発・実証等）

社会人、生徒・学生、育児休業中及び育児休業から復帰直後の女性や子育てのために長期間離職している女性を対象に、就労、キャリアアップ、キャリア転換に必要な実践的な知識・技術・技能を身につけるため、平成26年度までに完成したモデルカリキュラム等を活用して、各地域の専修学校等において、地元の企業や業界団体等のニーズを踏まえた「オーダーメイド型教育プログラム」の開発・実証等を行う。

(3) 特色ある教育推進のための教育カリキュラムの開発・実証<新規>

後期中等教育から高等教育や職業への継続性のある教育カリキュラム等の開発・実証により、円滑な移行を促進する。

- ① 発達障害のある生徒等、特別に配慮が必要な生徒・学生が学ぶための教育カリキュラム等の開発・実証
- ② 後期中等教育段階と高等教育段階の連携による一貫通貫した実践的・創造的技術者等の養成に対応した教育カリキュラム等の開発・実証

成長分野等における中核的専門人材養成等の戦略的推進

(前年度予算額:1,679百万円)
平成27年度要求額:2,390百万円

(背景)

【「日本再興戦略」改訂2014-未来への挑戦-（平成26年6月24日閣議決定）】

一、日本産業再興プラン

1. 緊急構造改革プログラム（産業の新陳代謝の促進） iii) サービス産業の生産性向上
・サービス産業の革新的な経営人材の育成を目指した大学院・大学における、サービス産業に特化した実践的経営プログラムや、専門学校等における実践的教育プログラムを開発・普及
2. 雇用制度改革・人材力の強化 i) 女性の活躍推進
⑨ 「女性の活躍応援プラン（仮称）」等の実施
～ 具体的には、①家事・育児・介護等で地域貢献を希望する方、②正社員や保育士等として再就職を希望する方、③起業・NPO等の立ち上げを希望する方向けに、マザーズハローワークや学び直し支援、トライアル雇用や創業スクール等の取組を進める。

【経済財政運営と改革の基本方針2014～デフレから好循環拡大へ～（平成26年6月24日閣議決定）】

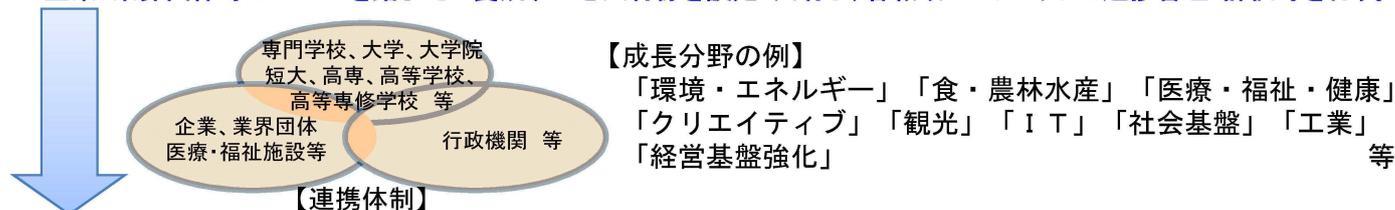
1. 女性の活躍、教育再生を始めとする人材力の充実・発揮
- (2) 教育再生の実行とスポーツ・文化芸術の振興（教育再生）
…さらに、高度な職業教育のための専門学校支援を推進する。
- (3) 複線的なキャリア形成の実現など若者等の活躍推進（生涯を通じて能力発揮できる人材育成…）
新しい技術や産業に適応しつつ生涯を通じて能力発揮できるよう、人材育成や職業訓練の抜本的拡充、産業側・企業側ニーズに合致した質の高い職業訓練の実施、学び直し機会の充実…など、自らの専門性を高める能力開発を行うことが出来る環境整備を進める。

(事業の趣旨)

専修学校、大学、大学院、短期大学、高等専門学校、高等学校等と産業界等が産学官コンソーシアムを組織し、その下で職域プロジェクトを展開し、協働して、就労、キャリアアップ、キャリア転換を目指す社会人、生徒・学生、育児休業中・子育てのために離職している女性等に必要な実践的な知識・技術・技能を身につけるための学習システム等を構築する。そのような取組を通じて、成長分野等における中核的専門人材や高度人材の養成を図る。

産学官コンソーシアム（分野別）

企業・業界団体等のニーズを踏まえた養成すべき人材像を設定・共有し、各職域プロジェクトの進捗管理・評価等を行う。



職域プロジェクト

全国的な標準モデルカリキュラム等の開発・実証

産学官コンソーシアムの方針等を踏まえ、各分野・職域の全国的な標準モデルカリキュラム等を開発・実証。

- 環境・エネルギー分野…「建築・土木・設備」「自動車整備」
- 医療・福祉・健康分野…「介護」「看護」「保育」「食・栄養」
- 観光分野…「インバウンド」「ツアープランナー」
- 社会基盤分野…「次世代国内インフラ」「インフラ海外展開」
- 経営基盤強化分野…「企業会計」「記録情報管理」
- 食・農林水産分野…「6次産業化プロデューサー」「アグリビジネス」
- クリエイティブ分野…「ファッション」「美容」「アニメ人材」
- IT分野…「クラウド」「情報セキュリティ」「スマホ・アプリ」
- 工業分野…「防災都市工学」

地域版学び直し教育プログラムの開発・実証

開発した全国的な標準モデルカリキュラム等を活用し、各地域の専修学校・大学等において、地元企業や業界団体等のニーズを踏まえた「オーダーメイド型教育プログラム」を開発・実証。

特色ある教育推進のための教育カリキュラムの開発・実証

後期中等教育段階から高等教育や職業へ継続性のある教育カリキュラムの開発・実証により、円滑な移行を促進。

- ・後期中等教育段階と高等教育段階の連携による実践的・創造的技術者等の養成に対応した教育カリキュラム等の開発・実証
- ・発達障害のある生徒等、特別に配慮が必要な生徒・学生が学ぶための教育カリキュラム等の開発・実証

中核的専門人材や高度人材の養成、社会人や女性の学び直しを全国的に推進

7. 専門学校生の授業料等負担軽減事業

(新 規)

27年度要求額 471百万円

1. 要求の要旨

専修学校は、職業等に必要な知識・技能を修得する場であり、社会の変化に即応した実践的な職業教育により中核的専門人材を輩出する教育機関として大きな役割を果たしている。

一方で、私立の専修学校専門課程（専門学校）の授業料等の納付金については、年間平均100万円を超える負担が求められており、家計からの給付だけでなく、奨学金やアルバイト等にも大きく依存し、家庭の年収が少ないほど専門学校生の学生生活費に占める奨学金の割合が高い傾向にある。また、専門学校進学時において家庭の経済的事情をとて重視したとする学生の4分の1が、「授業料等の学校への納付金」のためにアルバイトを行っており、アルバイトによる勉学への犠牲感も高い。

このため、経済的理由により修学が困難な私立専門学校の生徒等の修学上の経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与するため、生徒の授業料等に係る経費の一部を国が支援する。

あわせて、新たな支援の実施に伴う効果検証のため、各種データの収集・分析を行い、今後の国の施策の参考にするとともに、都道府県・専修学校にその成果を提供する。

2. 要求の内容

(1) 有識者検討会の設置

有識者等による検討会を設置し、支援に係る効果の検証や今後の方向性の検討を行う。

(2) 実態調査の実施

専門的な知見を有する外部機関(大学、独立行政法人、民間調査研究機関等)に委託し、生徒の経済状況の把握や、各種データの収集等の実態調査を実施する。

(3) 授業料等負担軽減事業の実施

私立専門学校が経済的理由により修学が困難な生徒等に対して授業料等の一部を減免した場合、当該生徒に対し、学校が実施した授業料等減免額を基礎として算定した金額の一部（2分の1以内）を支援する。

専門学校生の授業料等負担軽減事業

平成27年度要求額 471百万円(新規)

(背景)

【教育振興基本計画（平成25年6月14日閣議決定）】(抜粋)

第2部 今後5年間に実施すべき教育上の方策

- 17-4 大学・専門学校等に係る教育費負担軽減
- ・意欲と能力のある学生等が経済的理由により修学を断念することなく安心して学べるよう、授業料減免や学生等に対する奨学金などにより、大学・短期大学生、高等専門学校生、専門学校生等に対する修学支援を推進する。

【経済財政運営と改革の基本方針2014（平成26年6月24日閣議決定）】(抜粋)

第2章 経済再生の進展と中長期の発展に向けた重点課題

1. 女性の活躍、教育再生を始めとする人材力の充実・発揮
 - (2) 教育再生の実行とスポーツ・文化芸術の振興(教育再生)
- (略) また、奨学金、授業料減免等の就学支援を推進する。さらに、高度な職業教育のための専門学校支援を推進する。

事業の目的・概要

経済的理由により修学が困難な私立専門学校の生徒の修学上の経済的負担の軽減を図り、教育の機会均等に寄与するため、私立専門学校が経済的理由により修学が困難な生徒に対して授業料等の一部を減免した場合、国は当該生徒に対し、学校が実施した授業料等減免額を基礎として算定した金額の一部（2分の1以内）を支援する。

国の支援の対象となる要件等

(1) 対象となる生徒の範囲

次に掲げるいずれかの世帯の生徒であること。

- ① 生活保護世帯の生徒
(世帯年収約250万円未満程度)
- ② 市町村民税所得割非課税世帯の生徒
(世帯年収約270万円未満程度)
- ③ 所得税非課税世帯の生徒
(世帯年収約330万円未満程度)
- ④ 保護者等の倒産、失職などにより家計の急変した世帯の生徒
- ⑤ 上記①～④の世帯の生徒に準じる経済的に困難な生徒

(2) 対象となる生徒が在籍する学校等の範囲

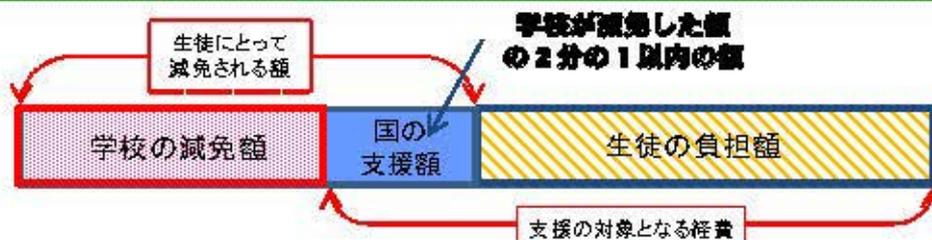
以下を満たす私立専門学校であること。

- ① 職業人材の育成を目的とすること
- ② 経費の適切な執行が担保されていること
等

(3) 支援額

学校の設置者が行った授業料等減免額を基礎として算定した金額の2分の1以内の額。ただし、国からの支援額は、学校の設置者が減免を行う前の授業料等合計金額の4分の1を超えないものとする。

【参考図】



専門学校生の修学支援の推進

8. 職業実践専門課程等を通じた専修学校の 質保証・向上の推進

(前年度予算額 183百万円)
27年度要求額 321百万円

1. 要求の要旨

中央教育審議会答申「今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について」(平成23年1月)においては、職業教育の重要性を踏まえた高等教育を展開していくための方策として、職業実践的な教育のための新たな枠組みを整備することが求められるとともに、「今後の検討については、新たな学校種の制度を創設するという方策とともに、既存の高等教育機関において新たな枠組みの趣旨をいかしていく方策も検討すること」とされた。

また、第2期教育振興基本計画(平成25年6月14日閣議決定)においても、高等教育における職業実践的な教育に特化した新たな枠組みづくりに向けて先導的試行などの取組を段階的に進めることとされ、先導的試行としての「職業実践専門課程」を文部科学大臣が認定し、奨励する制度が平成26年度からスタートしたところである。

(470校、1,365学科)

これを踏まえ、「職業実践専門課程」制度の周知のための説明会を開催するとともに、本課程の推進を担う教員養成研修モデルの開発・実証、認定校を中心として、第三者評価など更なる質保証・向上の取組を推進し、課題やノウハウをとりまとめ、検証を行い、その結果を広く全国に提供することにより、「職業実践専門課程」を通じた専修学校全体の質保証・向上を図る。

2. 要求の内容

(1) 調査研究協力者会議等の開催

- ① 専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議
- ② 専修学校教育研究協議会

(2) 学校評価の充実

- ① 学校評価ガイドラインに基づくモデルの開発・実証
- ② 専修学校のガバナンス改善に資する学校評価等研修モデルの開発・実証

(3) 「職業実践専門課程」制度創設に伴う取組の推進

- ① 「職業実践専門課程」に関する説明会の開催等
 - ア. 「職業実践専門課程」制度の周知のための説明会
 - イ. 「職業実践専門課程」の推進を担う教員養成研修モデルの開発・実証
- ② 「職業実践専門課程」に係る取組の推進

職業実践専門課程等を通じた専修学校の質保証・向上の推進

(前年度予算額： 183百万円)
平成27年度要求額： 321百万円

(背景)

【今後の学校におけるキャリア教育・職業教育の在り方について(平成23年1月:中央教育審議会答申)】

- 職業教育を通じて、自立した職業人を育成し、社会・職業へ円滑に移行させること、また、学生・生徒の多様な職業教育ニーズや様々な職業・業種の人材需要にこたえていくことが求められており、このような職業教育の重要性を踏まえた高等教育を展開していくことが必要。
- そのための方策の一つとして、職業実践的な教育のための新たな枠組みを整備。
- 今後の検討については、新たな学校種の制度を創設するという方策とともに、既存の高等教育機関において新たな枠組みの趣旨をいかしていく方策も検討することが望まれる。

【第2期教育振興基本計画(平成25年6月:閣議決定)】

1. 社会を生き抜く力の養成 (4) 生涯の各段階を通じて推進する取組
成果目標4 (社会的・職業的自立に向けた能力・態度の育成等)
基本施策13 キャリア教育の充実、職業教育の充実、社会への接続支援、産学官連携による中核的専門人材、高度職人の育成の充実・強化
13-3 各学校段階における職業教育の取組の推進
専修学校においては、学校評価・情報公開の仕組みの構築や教職員の資質向上などの質保証・向上のための取組を行う。さらに、高等教育における職業実践的な教育に特化した新たな枠組みづくりに向けて、先導的試行などの取組を段階的に進める。

【「職業実践専門課程」の創設について～職業実践的な教育に特化した枠組みの趣旨をいかした先導的試行～(報告)(平成25年7月:専修学校の質の保証・向上に関する調査研究協力者会議報告)】

「新たな枠組み」の趣旨を専修学校の専門課程においていかしていく先導的試行として、企業等との密接な連携により、最新の実務の知識等を身につけられるよう教育課程を編成し、より実践的な職業教育の質の確保に組織的に取り組む専門課程を文部科学大臣が「職業実践専門課程」として認定し、奨励する。

平成25年8月30日：「専修学校の専門課程における職業実践専門課程の認定に関する規程(文部科学省告示第133号を公布・施行)」

平成26年3月31日：

「職業実践専門課程」を文部科学大臣が認定し、官報で告示。4月から認定学科がスタート。(470校、1,365学科)

(事業の内容)

調査研究協力者会議等の開催

◆ 専修学校の質保証・向上に関する調査研究協力者会議

「専修学校における学校評価ガイドライン」(平成25年3月策定)を活用した学校評価の検証と教職員の資質向上に関する検討等を行う協力者会議を開催する。

◆ 専修学校教育研究協議会

専修学校教育の運営等に関する研究協議会を開催する。

学校評価の充実

◆ 学校評価ガイドラインに基づくモデルの開発・実証

専修学校における学校評価ガイドライン(平成25年3月)に基づく自己評価及び学校関係者評価の産学官の協力による実践研究を行う。

◆ 専修学校のガバナンス改善に資する学校評価等研修モデルの開発・実証

専修学校の教職員に対する学校評価の研修に関する実践研究を行う。

「職業実践専門課程」制度創設に伴う取組の推進

◆ 「職業実践専門課程」に関する説明会の開催等

- ・ 「職業実践専門課程」制度の説明・周知のための協議会を「9ブロック」で開催する。
- ・ 「職業実践専門課程」の推進を担う教員養成研修モデルを開発・実証する。

◆ 「職業実践専門課程」に係る取組の推進

認定校を中心として、国際的通用性を持つ職業教育や第三者評価など更なる質保証・向上の取組を推進し、課題やノウハウをとりまとめ、検証を行い、その結果を広く全国に提供する。

(27か所 → 54か所)

職業教育の充実，専修学校の質保証・向上